

朝鮮刑事令の公判手続関連規定の あらまし (2・完)

——逐条的解説・検討を中心として——

Article-by-article Explanation and Consideration
of Trial Procedure Rules of *Chōsen Keijirei* (2)

氏 家 仁*

目 次

- I. はじめに
- II. 公判手続に関連する逐条的解説
 - 15. 刑事令35条 (以上, 第47巻第1号)
 - 16. 刑事令36条~21. 刑事令39条
- III. 附則の概観
- IV. 公判手続きに関する規定の検討 (以上, 本号)

16. 刑事令36条

(1) 条文の変化

0	趣意書, 追加趣意書又ハ答弁書ニハ相手方ノ数ニ応スル謄本ヲ添付スヘシ
6	〈削除〉

(2) 制定当時 (0)

明治刑訴法では, 同趣旨の規定は置かれていないが, 朝鮮では, 上告審において, 上告趣意書, 追加趣意書又は答弁書を提出するときは, 本条によって, 相手方の数に応じて, その謄本を添付しなければならない (な

* 中央大学大学院法学研究科博士後期課程在学中

お、控訴審においては、趣意書又は答弁書の提出は必要とされていない）。

(3) 大正刑訴法施行を契機とした改正 (6)

大正刑訴法でも、同趣旨の規定は置かれていないが、本条は、大正刑訴法の施行を契機として削除された。

とはいえ、大正刑訴法にこれに関連する規定が置かれなかったからといって、趣意書等の謄本を添付する必要がなくなったわけではなく、趣意書等の謄本については、相手方に送達することが必要とされている以上、相手方の数に応じた趣意書等の謄本を添付すべきことは当然のことに属するため、明文を置く必要がなく、削除されたものである⁵⁰⁾。

17. 刑事令37条

(1) 条文の変化

0	上告裁判所ハ追加趣意書ヲ差出シ得ヘキ期間満了後ノ日時ヲ以テ公判期日ヲ定メ遅クトモ開廷ヨリ三日前ニ之ヲ訴訟関係人ニ通知スヘシ
6	略式命令ヲ受ケタル者ハ正式裁判ノ請求ヲ放棄スルコトヲ得

(2) 制定当時 (0)

〈参照条文〉

明治刑訴法277条
①上告裁判所ハ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ三十五日前ニ其期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ニ通知ス可シ但弁護士ヲ選任シタル者ニ付テハ此限ニ在ラス
②最初ニ公判期日ヲ定ムル前選任シタル弁護士ニ対スル呼出状ノ送達ト最初ニ定メタル公判期日トノ間ニハ少クトモ三十五日ノ猶予ヲ存ス可シ

上告裁判所が最初の公判期日を当事者に通知しなければならない時期に関して、明治刑訴法では、公判期日の35日前までとし、公判期日前に選任された弁護士に対する呼出状の送達と最初の公判期日との間には35日の猶

50) 「朝鮮刑事令中改正制令案」『公文類聚』46編（大正11年），巻29，司法門2，刑事（以下、「第6改正案」という）。説明書・前掲注5）21頁。金炳華・前掲注5）385-386頁参照。

予がなければならない(277条)。

ところで、朝鮮では、本条によって、追加の趣意書(刑事令34条)の提出期限以降の日時であれば公判期日を定めることができるとし、訴訟関係人に対する公判期日の通知は、開廷日の3日前までに行えば足りた。

(3) 大正刑訴法施行を契機とした改正(6)

〈参照条文〉

大正刑訴法422条1項 上告裁判所ハ遅クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ五十日前ニ其ノ期日ヲ上 告申立人及対手人ニ通知スヘシ
--

まず、大正刑訴法では、最初の公判期日の50日前までに、その期日を上告申立人および相手方に通知するようにされているが(422条1項)、朝鮮においては、前述したとおり、35日前までである(刑事令31条)。すでに、他の刑事令の条文によって規定が置かれたことになる。それゆえ、本条は、実質的に削除された⁵¹⁾。

改正によって、本条には、従前とは異なる事柄に関する規定が置かれた。大正刑訴法では、刑事略式手続法(大正2年法律20号)を刑訴法に編入させて、略式手続を採用した⁵²⁾。略式命令を受けた者は、その謄本の送達を受けた日から7日以内に、正式裁判を請求することができ(大正刑訴法528条1項)、また正式裁判の請求は、第一審判決があるまで取り下げることができたが(530条)、正式裁判の請求の放棄に関しては、明文の規定がなかった。

正式裁判の請求の放棄に関しては、刑事略式手続法12条⁵³⁾に規定があり⁵⁴⁾、もともと大正刑訴法の原案にも、正式裁判の請求の放棄について、

51) 第6改正案・前掲注50, 説明書・前掲注5) 21頁。金炳華・前掲注5) 385-386頁参照。

52) 渡部・前掲注12) 279頁。

53) 刑事略式手続法12条「正式裁判ノ申立ハ之ヲ放棄シ又ハ第一審ノ判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得」

54) 渡部・前掲注12) 279頁。

明文の規定が設けられていたものの、議会において削除されたが、正式裁判の請求の放棄を禁止すべき理由が何らないのみならず、請求の放棄を認めることは、裁判所及び被告人にとって便利であり、かつ略式手続の趣旨に合致するものであるから、本条で明文の規定を設けたものである⁵⁵⁾。

18. 刑事令38条

(1) 条文の変化

0	①差押物件ノ還付ヲ為スヘキ場合ニ於テ所有者ノ所在不明ナル為メ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ還付ヲ為スコト能ハサルトキハ検事ハ公示ニ依リ還付ノ請求ヲ為スヘキ旨ヲ催告スヘシ公示ノ日ヨリ六月内ニ其ノ請求ナキトキハ物件ハ国庫ニ帰属ス ②前項ノ場合ニ於テ保管ニ不便ナル物件ハ之ヲ公売シテ其ノ代金ヲ保管スルコトヲ得
6	刑事訴訟法第五百四十五条中市町村長トアルハ府尹又ハ面長トス
11	第一条ノ法律中区裁判所検事局トアルハ地方法院検事局、市町村長トアルハ府尹又ハ邑面長トス

(2) 制定当時（0）

〈参照条文〉

明治刑法202条
被告人有罪ト為リタルト否トヲ問ハス没収ニ係ラサル差押物件ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコトヲ得

本条において、差押物件についての還付にあたって、所有者の所在不明等の事由により、還付することができないときの手続きに関する規定を置いた。

(3) 大正刑法施行を契機とした改正（6）

〈参照条文〉

大正刑法560条

55) 第6改正案・前掲注50。説明書・前掲注5）22頁。金炳華・前掲注5）386頁，玉名・前掲注9）93頁参照。

- | |
|---|
| ①押収物ノ還付ヲ受クヘキ者ノ所在不明ナル為又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢察官ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ |
| ②公告ヲ為シタル時ヨリ六月内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物ハ国庫ニ帰属ス |
| ③前項ノ期間内ト雖価値ナキ物ハ之ヲ廃棄シ保管ニ不便ナル物ハ之ヲ公売シテ其ノ代価ヲ保管スルコトヲ得 |

大正刑訴法545条1項

前条ノ規定ニ依リ刑ヲ執行ヲ停止シタル場合ニ於テハ檢察官ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ監護義務者又ハ市町村長ニ引渡シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得

大正刑訴法560条において、改正前の本条と同趣旨の規定が置かれたので、実質上削除された⁵⁶⁾。

そこで、新たに、大正刑訴法における自由刑の執行停止に関連する規定である545条1項中の市町村長とあるのを朝鮮においては、朝鮮の行政区画に合わせて府尹又は面長としたが、規定自体の趣旨は刑事令と刑訴法とで同じである⁵⁷⁾。

なお、第11改正において、日満司法事務共助法を刑事令において依用することとなったが(刑事令38条の2参照)⁵⁸⁾、同法中の区裁判所検事局という文言を、朝鮮においては、地方法院検事局と読み替える必要があるが、将来も、このような読替規定を設ける必要が生ずることから、同法に限定せず、刑事令において依用する法律全てについて、その旨を貫くこととした⁵⁹⁾。また、第6改正において、市町村長とあるのを、府尹又は面長⁶⁰⁾と読み替えるのを刑訴法545条の場合に限ったが、同様の趣旨により、

56) 第6改正案・前掲注50。説明書・前掲注5) 22頁。金炳華・前掲注5) 386頁参照。

57) 第6改正案・前掲注50。説明書・前掲注5) 22頁。

58) 刑事令1条10号の2(捜査篇Ⅱ-2)。

59) 「朝鮮刑事令中ヲ改正ス」『公文類聚』62編(昭和13年)、巻92、司法門(第11改正に関する部分。以下、「第11改正案」という)。

60) 第9改正によって、刑事令10条中、「府面吏員」を「府邑面吏員」に、同令38条中、「面長」を「邑面長」に改正されたが(捜査篇Ⅱ-11参照)、それは従

刑事令において依用する法律全てについて、その旨を貫くこととした⁶¹⁾。

19. 刑事令38条の2

(1) 条文の変化

12	<p>①満州国法令ニ依ル現行犯人満州国ヨリ朝鮮ニ逃走シ来リタルトキハ日滿司法事務共助法第一条第一項ノ規定ニ拘ラス司法警察官吏ハ満州国ノ司法警察官吏ノ囑託ニ因リ犯罪ノ捜査ニ付共助ヲ為ス</p> <p>②前項ノ規定ニ依リ受託事項ヲ実施スル場合ニ於テハ現行犯人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス</p> <p>③現行犯人朝鮮ヨリ満州国ニ逃走シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ日滿司法事務共助法第十三条ノ規定ニ拘ラス司法警察官吏ハ満州国ノ司法警察官吏ニ対シ犯罪ノ捜査ノ囑託ヲ為スコトヲ得</p>
----	---

(2) 本条の意義

<p>日滿司法事務共助法1条1項 裁判所又ハ検事局ハ満洲国ノ法院又ハ検察庁ノ囑託ニ因リ民事及刑事ニ関シ左ノ事項ニ付司法事務ノ共助ヲ為ス</p> <ol style="list-style-type: none">1. 訴訟書類ノ送達2. 証拠調3. 犯罪ノ捜査4. 被疑者又ハ被告人ニ対スル勾引状ノ発付又ハ執行5. 逮捕状ノ発付又ハ執行6. 刑事判決ノ執行
<p>日滿司法事務共助法13条 裁判所又ハ検事局ハ満洲国ノ法院又ハ検察庁ニ対シ第一条第一項ノ事項ノ囑託ヲ為スコトヲ得</p>

日滿司法事務共助法（昭和13年法律26号，昭和13年3月26日公布，同年5月1日施行）⁶²⁾が施行されるのにしたがって，第12改正によって，同法

来の「面制」を「邑面制」に改正し（昭和5年制令12号，昭和5年12月1日改正，昭和6年4月1日施行），朝鮮地方制度が改正され，面を邑と面とに分けたことにともなうものである（「朝鮮刑事令中改正制令案」『公文類聚』56編（昭和7年），巻34，司法門，刑事，刑法（以下，「第9改正案」という））。

61) 第11改正案・前掲注59。

62) 日滿司法事務共助法については，日本検察学会『日滿司法事務共助法解説』

が依用されたが(刑事令1条10号の2)、本条は、この依用に伴い、同法の朝鮮における特例を規定するものである。

同法1条1項および13条によって、日本と満州国における司法事務について、相互に嘱託することができるが、それは、裁判所又は検事局(満州国では法院又は検察庁)に限られ、司法警察官吏は対象とならない⁶³⁾。しかし、満州国と朝鮮とが接している場所において、相互に国境を侵犯して逃走する現行犯人が相当数に上り、犯罪捜査について一刻の猶予も許されない場合が多いため、現行犯人が越境して逃走した場合、日時と手数がかかる裁判所や検察庁に嘱託するのではなく、司法警察官吏に、それぞれ刑訴法で認められた権限の範囲内で、直接相互に共助を嘱託することができるようにしたものである⁶⁴⁾。

20. 刑事令38条の2→38条の3

(1) 条文の変化

9	①第十二条乃至第十五条ノ規定ニ依ル拘禁ハ之ヲ刑事補償法第一条第一項ニ規定スル未決勾留ト看做ス ②前項ノ規定ニ依リ第十三条ノ規定ニ依ル留置ヲ未決勾留ト看做ス場合ニ於テハ補償ハ現ニ為シタル留置ノ日数ニ対シテ之ヲ為ス
12	第三十八条ノニヲ第三十八条ノ三トス

(2) 本条の意義

刑事補償法1条1項
刑事訴訟法ニ依ル通常手続又ハ再審若ハ非常上告ノ手続ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ同法第二百十三条ノ規定ニ依リ免訴ノ言渡ヲ受ケタル者未決勾留ヲ受ケタル場合ニ於テハ国ハ其ノ者ニ対シ勾留ニ因ル補償ヲ為ス

(立興社、昭和13年)参照。

63) 「朝鮮刑事令中ヲ改正ス」『公文類聚』62編(昭和13年)、巻92、司法門(第12改正に関する部分。以下、「第12改正案」という)。玉名・前掲注9)97頁参照。

64) 第12改正案・前掲注63。玉名・前掲注9)97頁参照。

刑事補償法（昭和6年法律60号，昭和6年4月2日公布，昭和7年1月1日施行）が施行されたことに伴い，朝鮮においても，無罪又は免訴の言渡しを受けた者に対して，刑の執行，拘置又は勾留に対する補償をする必要があることから⁶⁵⁾，第9改正により，同法を依用し（刑事令1条12号），本条において朝鮮における同法の特則を設けた。

すなわち，無罪判決等を受けた者が，刑事令12条ないし15条による拘禁（勾引，留置，勾留）がなされた場合⁶⁶⁾には，刑事補償法1条1項にいう未決勾留とみなされ，補償をなさなければならない。この刑事令による拘禁と刑訴法による拘禁は，本質を同じくするものであるからである⁶⁷⁾。

21. 刑事令39条

(1) 条文の変化

0	朝鮮民事令第三条，第四条，第六条，第十六条乃至第十八条及第三十二条ノ規定ハ刑事ニ之ヲ準用ス但シ第三条，第四条，第六条，第十六条及第十八条中第一条トアルハ本令第一条ニ該当ス
6	朝鮮民事令第二条乃至第四条，第六条，第九条，第十六条，第十七条，第三十二条及第四十一条ノ規定ハ刑事ニ付之ヲ準用ス但シ朝鮮民事令第二条中前条並同令第三条，第四条，第六条及第十六条中第一条トアルハ本令第一条ニ該当ス
7	第三十九条中「第十七条，第三十二条及第四十一条」ヲ「第十七条及第三十二条」ニ改ム

(2) 制定当時 (0)

朝鮮民事令3条 第一条ノ法律中主務官庁ニ属スル職務ハ民事訴訟法第一百五十二条ノ場合ヲ除クノ外朝鮮総督，控訴院長ニ属スル職務ハ覆審法院長，地方裁判所長ニ属スル職務ハ地方法院長，市町村長ニ属スル職務ハ府尹又ハ郡守之ヲ行フ

65) 第9改正案・前掲注60。

66) 刑事令12条ないし15条については，捜査篇Ⅱ-13，Ⅱ-14，Ⅱ-15，Ⅱ-16参照。

67) 藤井尚三『朝鮮 刑事訴訟法講義 全』（文林堂，京城，昭和11年）238頁。

<p>朝鮮民事令4条</p> <p>①第一条ノ法律中公証人及執達吏ニ属スル職務ハ裁判所書記之ヲ行フ</p> <p>②裁判所及検事局ノ長ハ警察官吏其ノ他適当ト認ムル者ヲシテ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得</p>
<p>朝鮮民事令6条</p> <p>執達吏ノ職務ヲ行フ者ハ第一条ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ執達吏ト看做ス但シ国庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ受クル者カ執達吏ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ受クヘキ手数料及旅費ハ国庫ノ収入トス</p>
<p>朝鮮民事令16条</p> <p>①地方法院ニ於テ合議シテ裁判ヲ為スヘキ事件ニ付テハ第一条ノ法律中其ノ事件ニ付定メタル地方裁判所ノ裁判手続ニ関スル規定ヲ準用シ其ノ他ノ事件ニ付テハ区裁判所ノ裁判手続ニ関スル規定及非訟事件手続法中地方裁判所ニ関スル規定ヲ準用ス</p> <p>②前項ノ外区裁判所又ハ地方裁判所ニ関スル規定ハ之ヲ地方法院ニ、区裁判所判事ニ関スル規定ハ之ヲ地方法院判事ニ準用ス</p>
<p>朝鮮民事令17条</p> <p>地方法院判事ハ事件カ朝鮮総督府裁判所令第四条第一項但書ニ該当スト認ムルトキハ決定ヲ以テ其ノ事件ヲ合議部ニ移付スヘシ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>朝鮮総督府裁判所令4条1項(明治45年制令4号, 明治45年3月18日公布, 同年4月1日施行現在)</p> <p>地方法院ハ判事单独ニテ裁判ヲ為ス但シ左ニ掲ケル事件ニ付テハ三人ノ判事ヲ以テ組織シタル部ニ於テ合議シテ裁判ヲ為ス</p> <p>(1~3省略)</p> <p>4. 刑法第七十四条及第七十六条⁶⁸⁾ノ犯罪事件</p> <p>5. 死刑, 無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル犯罪事件</p> <p>6. 前二号ノ共犯事件但シ前二号ノ事件ト同時ニ審判スル場合ニ限ル</p> </div>
<p>朝鮮民事令18条</p> <p>第一条ノ法律ノ適用ニ付管轄裁判所ノ指定ヲ必要トスル場合ニ於テハ関係アル各裁判所ヲ併セテ管轄スル直近上級ノ裁判所指定ノ裁判ヲ為ス</p>
<p>朝鮮民事令32条</p> <p>裁判所ノ開廷ニ関シテハ裁判所構成法第四百四条乃至第一百三十三条ノ規定ニ依ル</p>

本条は、朝鮮民事令⁶⁹⁾の規定を刑事に準用するものであり、特に詳述す

68) 刑法74条は天皇等に対する不敬罪, 76条は皇族に対する不敬罪。

る必要はないと思われることから、簡単に概観することとする。

朝鮮民事令3条の準用部分は、刑事令1条によって依用する法律中、主務官庁に属する職務（例えば、司法大臣の死刑執行に関する命令）は朝鮮総督が⁷⁰⁾、控訴院長のそれは覆審法院長が、地方裁判所長のそれは地方法院長が、市町村長のそれは府尹又は郡守が、それぞれ行うものとする規定である⁷¹⁾。

朝鮮民事令4条の準用部分は、刑事令1条によって依用する法律中、公証人及び執達吏に属する職務は裁判所書記がこれを行い（1項）、執達吏の職務については、裁判所又は検事局の長は、警察官吏等に行わせることができるという規定である（2項⁷²⁾）。

朝鮮民事令6条の準用部分は、執達吏の職務を行う者は、刑事令1条で依用する法律の適用については執達吏とみなされ、その場合の手数料及び旅費に関する規定である。

朝鮮民事令16条の準用部分は、地方法院の合議事件については、刑事令1条において依用する法律中の地方裁判所の裁判手続に関する規定を、その他の事件については、区裁判所の裁判手続の規定及び非訟事件手続法中の地方裁判所に関する規定をそれぞれ準用し（1項）、1項のほか、区裁判所又は地方裁判所に関する規定は地方法院に、区裁判所判事に関する規定は地方法院判事にそれぞれ準用するという規定である（2項）。なお、大正刑訴法343条2項にいう供述録取書の証拠能力の制限を受けない「区

69) 本稿で参照条文として挙げる朝鮮民事令は、それぞれの刑事令の制定及び改正当時の条文である（なお、参照した朝鮮民事令の条文は、それぞれ、制定時の刑事令及び改正された刑事令と同じ日に公布されている）。すなわち、「(2)制定当時(0)」において参照する朝鮮民事令は、明治45年制令7号（同年3月18日公布）のものであり、「(3)大正刑訴法施行を契機とした改正(6)」において参照する朝鮮民事令は、大正11年制令13号（同年12月7日公布）によって改正されたものである。

70) 藤井、前掲注67)222-223頁。

71) 捜査篇Ⅱ-3参照。

72) 捜査篇Ⅱ-3参照。

裁判所ノ事件」とは、朝鮮では、朝鮮民事令16条1項の準用によって、「其ノ他ノ事件」、すなわち、地方法院の単独事件がそれにあたるものと考えられる（捜査篇Ⅱ-14-(4)参照）。

朝鮮民事令17条の準用部分は、事物管轄に関するものであり、地方法院は単独判事によって裁判を行うことが原則であるが、事件が朝鮮総督府裁判所令4条1項但書による合議事件に該当すると認めるときは、合議部に移付しなければならないという規定である。

朝鮮民事令18条の準用部分は、管轄裁判所の指定が必要である場合には、各裁判所を併せて管轄する直近上級の裁判所が管轄裁判所の指定の裁判をすべきことを規定している。

朝鮮民事令32条の準用部分は、①訴訟指揮権に関する裁判所構成法104条、②対審の公開停止に関する同法105条及び106条、③婦女児童等の退廷に関する同法107条、④裁判長の秩序維持に関する同法108条、⑤審問を妨げる者等への退廷命令、「勾留」、処罰、処罰への上訴に関する同法109条、⑥当事者、証人等への同法109条の適用に関する同法110条、⑦不当な言語を用いる弁護士に対する制裁に関する同法111条、⑧同法109条ないし111条の権限は予審判事等も行いうることにに関する同法112条、⑨同法109条ないし112条に規定する権限を行使したときは訴訟記録に記入し、理由も記すことにに関する同法113条を準用するものである。

(3) 大正刑訴法施行を契機とした改正 (6)

朝鮮民事令2条 前条ノ法律中勅令ニ委任シタル事項ハ朝鮮総督府令ヲ以テ之ヲ定ム
朝鮮民事令9条 第一条ノ法律中官報ニ掲載シテ為スヘキ公告ハ公示催告手続及失踪ニ関スル事項ニ付テハ官報及朝鮮総督府官報ニ、其ノ他ノ事項ニ付テハ朝鮮総督府官報ニ掲載シテ之ヲ為ス
朝鮮民事令41条 民事訴訟法第二百九十六条 ⁷³⁾ 第一項ノ規定ハ之ヲ王族ニ、第二項ノ規定ハ

73) 民事訴訟法296条

本改正によって、朝鮮民事令2条、9条、41条を追加して準用し、朝鮮民事令18条の準用部分を削除した。

①追加部分

この朝鮮民事令2条の刑事への準用部分は、刑事令1条において依用するわが国の法律中、勅令で定める事項については、朝鮮総督府令で定めることができることを規定するものである。具体的には、大正刑訴法250条⁷⁴⁾及び251条⁷⁵⁾によって、司法警察官吏及びその職務の範囲を勅令で定めることができるが、朝鮮においては、本条によって、これを朝鮮総督府令によって定めることができることとなる⁷⁶⁾。

また、朝鮮民事令9条の刑事への準用部分は、公示送達に関する規定である大正刑訴法79条2項及び再審において無罪が言い渡されたときの判決の公示に関する規定である大正刑訴法515条において行うべき官報による公告を、朝鮮においては、本条によって、朝鮮総督府官報に掲載して行うことを規定するものである⁷⁷⁾。

なお、朝鮮民事令41条の刑事への準用、及び第7改正における削除についての経緯については、捜査篇における刑事令3条の解説において既に記したので、参照されたい⁷⁸⁾。

「①皇族証人ナルトキハ受命判事又ハ受託判事其所在ニ就キ訊問ヲ為ス

②各大臣ニ付テハ其官庁ノ所在地ニ於テ之ヲ訊問ス若シ其所在地外ニ滞在スルトキハ其所在地ニ於テ之ヲ訊問ス」(③省略)

74) 大正刑訴法250条「前三条ニ規定スル者ノ外勅令ヲ以テ司法警察官吏ヲ定ムルコトヲ得」

75) 大正刑訴法251条「森林、鉄道其ノ他特別ノ事情ニ付司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者及其ノ職務ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」

76) 第6改正案・前掲注50。説明書・前掲注5) 23頁。金炳華・前掲注5) 386頁、玉名・前掲注9) 100頁、捜査篇Ⅱ-6参照。

77) 第6改正案・前掲注50。説明書・前掲注5) 23頁。金炳華・前掲注5) 386頁、玉名・前掲注9) 101頁参照。

78) 捜査篇Ⅱ-4参照。なお、第7改正において朝鮮民事令41条準用部分が削除

②削除部分

朝鮮民事令18条の刑事への準用部分の削除は、大正刑法14条において同趣旨の規定が置かれたためである⁷⁹⁾。

III. 附則の概観

附則に関しては、条文の変化を記し、適宜、解説を加える。

1. 刑事令40条

(1) 条文の変化

0	本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
---	----------------------

明治45年制令11号の朝鮮刑事令の施行日を定める規定である。

2. 刑事令41条

(1) 条文の変化

0	①左ノ法令ハ之ヲ廃止ス 1. 刑法大全 2. 鉄道事項犯罪人処断例 3. 刑事裁判費用規則 ②刑法大全第四百七十三条 ⁸⁰⁾ 、第四百七十七条 ⁸¹⁾ 、第四百七十八条 ⁸²⁾ 、
---	---

されたのは、王公家軌範28条、皇室裁判令29条において、同趣旨の規定が置かれたためであることにつき、「朝鮮刑事令中改正制令案」『公文類聚』54編（昭和5年）、巻29、司法門、刑事、刑法（以下、「第7改正案」という）参照。

79) 第6改正案・前掲注50。金炳華・前掲注5）386-397頁。

80) 刑法大全473条「人ヲ謀殺シタル者ハ造意シタル者及ヒ下手又ハ助力シタル者ハ并セテ絞ニ処シ随行ノミシテ下手又ハ助力セシコト無キ者ハ一等ヲ減ス」

なお、本稿における刑法大全の条文の邦訳については、韓国大審院編纂『日韓文対照新法律』（日韓印刷株式会社（発売）、京城、1908年）によった（なお、出版地及び出版年はCiNii掲載情報による）。

81) 刑法大全477条「人ヲ故殺シタル者ハ首従ヲ分タス絞ニ処ス」

82) 刑法大全478条「強盜又ハ窃盜ヲ行フ時人ヲ殺シタル者ハ首従ヲ分タス并セ

	第四百九十八条第一号 ⁸³⁾ 、第五百十六條 ⁸⁴⁾ 、第五百三十六條 ⁸⁵⁾ 及第五百九十三條 ⁸⁶⁾ ノ罪並其ノ未遂犯ニ関スル規定ハ当分ノ内本令施行前ト同一ノ効力ヲ有ス但シ減等ニ付テハ刑法第六十八條ノ例ニ依ル ③刑法大全第二条 ⁸⁷⁾ ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ付仍其ノ効力ヲ有ス
1	第四十一条第二項及第三項ヲ削ル

①序論

刑事令施行によって廃止される法令に関する規定である。本条1項1号により、刑法大全も廃止の対象とされたが、本条2項によって、刑法大全のうち故殺罪等に限っては、朝鮮人に対してのみ、その効力を存続させ、

テ絞ニ処ス」

- 83) 刑法大全498条1項「親屬尊長ヲ殺シタル者ハ左項ニ依リ処断ス
①本章第一節（謀殺人律）第二節（故殺人律）第三節（鬪毆殺人律）第四節（誤殺人律）ノ所為ヲ以テ祖父母、父母又ハ袒免以上親尊長、夫或ハ夫ノ祖父母、父母若クハ袒免以上親尊長ヲ殺シタル者ハ絞」（括弧内筆者）
- 84) 刑法大全516条「強盜又ハ窃盜ヲ行フニ当リ人ヲ傷ケタル者ハ首從ヲ分タス并セテ絞ニ処ス」
- 85) 刑法大全536条「強盜又ハ窃盜ヲ行フニ当リ婦女ヲ劫姦シタル者ハ既成未成ヲ論セス絞ニ処ス」
- 86) 刑法大全593条「財産ヲ劫取スル計ヲ以テ左項ノ所為ヲ犯シタル者ハ首從ヲ分タス絞ニ処シ已ニ行ヒ未タ財ヲ得サリシトキハ懲役終身ニ処ス
①一人又ハ二人以上昼夜ヲ分タス僻静ナル処或ハ大道上若クハ人家ニ突入シテ拳脚桿棒又ハ兵器ヲ使用シタル者
②人家ニ潜入シテ劍ヲ揮ヒ或ハ槍ヲ横ヘテ威嚇シタル者
③從党ヲ囁聚シテ兵仗ヲ持チ閭巷又ハ市井ニ闖入シタル者
④葉ヲ以テ人ノ精神ヲ昏迷セシメタル者
⑤人家ノ神主ヲ藏匿シタル者
⑥墳塚ヲ發掘シ又ハ山殯ヲ開キテ屍柩ヲ藏匿シタル者
⑦老幼ヲ誘引又ハ劫取シテ藏匿シタル者
⑧放火、發塚又ハ破殯スヘシト声言シテ掛榜或ハ投書シテ恐嚇シタル者
⑨山殯ヲ毀破シテ衣衾ヲ剥取シタル者」
- 87) 刑法大全2条「犯罪ニ付キ本法律ニ正条無キ場合ニハ引律比附シテ処断スルモ死刑ニハ比附スルコトヲ得ス」

減等についてはわが国の刑法68条によることとされた。また、本条3項によって、刑法大全のうち、効力を存続させた部分については、「引律比附」(刑法大全2条)を認めた。この引律比附とは、「ある行為を処罰する律文がない場合、該当行為類型と最も近似する律文を引いてきて罰することができる」ということである⁸⁸⁾。ここで、本条2項及び3項について、分けて考察を加える。

②本条2項—刑法大全の一部の犯罪の存置

刑法大全は本条1項1号によって廃止されたが、本条2項によって、刑法大全中、謀殺、故殺、親屬尊長殺、強盜、強窃盜殺傷人、強窃盜強姦の罪及びそれらの未遂罪に関して、当分の間、効力を存続させた。

刑法大全の一部の条文の効力を維持した理由とは、これらの犯罪が頻発し、犯情も残虐を極めるものが多かったため、重刑を科して、治安を維持させるためである⁸⁹⁾。

なお、その後、諸般の制度を刷新して、人智の開発に資され、警務機関の普及を図ったため、以前のような凶悪な犯罪、集団的な強盜又は残虐な手段による殺傷もほとんどなくなり、刑法大全による峻厳な刑罰を存置する必要がなく、また、本条2項の当分の間に限るという趣旨に鑑み、朝鮮においても内地と同じ法規による支配を受けさせる時機に到達したものと認め、第1改正によって削除された⁹⁰⁾。これによって、刑法大全は、完全に、歴史から消え去ったことになる⁹¹⁾。

また、本条2項の欠点として、第1改正理由書において挙げられているのは、次の点である。

88) 文竣暎・前掲注20) 62頁。

89) 「朝鮮刑事令中ヲ改正ス」『公文類聚』41編(大正6年)、巻21止、司法門、刑事、刑法(以下、「第1改正案」という)。朝鮮總督府法務局法務課『昭和十年朝鮮總督府施政二十五年記念 朝鮮の司法制度』(朝鮮總督府法務局、京城、昭和11年)81頁参照。

90) 第1改正案・前掲注89)。朝鮮總督府法務局法務課・前掲注89) 81-82頁参照。

91) 文竣暎「大韓帝国期の刑法大全の制定と改正」法史学研究20号(1999年)53頁。

まず、刑法大全における刑罰について酌量減輕することができる範囲が狭く、実際の運用において犯情に適應する刑を量定することが困難という点である⁹²⁾。

すなわち、本条2項によって存続させる刑法大全上の各犯罪の既遂の法定刑は死刑（絞）であるが、本条2項但書に基づき日本刑法68条により減輕したとしても10年以下の懲役（また、例えば強盜未遂であっても、法定刑が無期懲役であることから、減輕したとしても5年以下の懲役）を下回る刑に処斷することができないこととなるが、このような犯罪は、朝鮮にのみ存在するものではないので、日本刑法によって臨んでも治安保持上、支障をきたさない⁹³⁾。

そして、情状によっては、短期の刑をもってしても、改悛させることができるものが少なくなく、また、特に強盜については、犯情については酌量すべきものが極めて多いにもかかわらず、10年以下の懲役を下回る刑を科すことができないのは、刑罰の本旨を没却し、また受刑者が増加する⁹⁴⁾。

また、日本刑法においては、強盜の法定刑が5年以上の懲役であるので、懲役2年6月にまで減輕することができることから、朝鮮と内地とは天地の差がある⁹⁵⁾。そのうえ、刑事令施行以前の刑法大全においては、酌量減輕によって死刑（絞）にあたる場合であっても、懲役2年6月にまで減輕することができたのに、本条2項但書によれば、減輕については日本刑法の規定によることとしたため、刑事令施行以前に比べ不都合な結果を生じることである⁹⁶⁾。

③本条3項―「引律比附」

たとえば、「人家に突入し、又は僻静な所において、拳脚、棍棒、兵器

92) 第1改正案・前掲注89。

93) 第1改正案・前掲注89。

94) 第1改正案・前掲注89。

95) 第1改正案・前掲注89。

96) 第1改正案・前掲注89。

等を用いて、財物を奪取した」という強盗罪の構成要件（刑法大全593条1項）によっては、「人家に忍び入り、又は僻静でない所において、拳脚、棍棒、兵器を用いて、財物を奪取する」行為を罰することができないため、これを処罰するために、引律比附（刑法大全2条）を必要とした⁹⁷⁾。

ただ、日本刑法では、構成要件は手段方法を限定する方式で規定されていないため、このような場合も処罰することができることから、引律比附を存置する必要が無くなった⁹⁸⁾。

3. 刑事令42条

(1) 条文の変化

0	本令施行後仍効力ヲ有スル旧韓国法規ノ刑ハ左ノ例ニ従ヒ本令ノ刑名ニ変更ス但シ刑ノ期間又ハ金額ハ此ノ限ニ在ラス 旧韓国法規ノ刑 死刑 終身役刑 終身流刑 十五年以下ノ役刑 十五年以下ノ流刑又ハ禁獄 罰金 拘留 科料 没入 笞刑	本令ノ刑 死刑 無期懲役 無期禁錮 有期懲役 有期禁錮 罰金 拘留 科料 没収 二十日以下ノ拘留又ハ科料
---	--	--

刑事令施行後もなお効力を有する旧韓国法規における刑名を変更する規定である。なお、制度としての笞刑については、朝鮮笞刑令によって、存続することとなる⁹⁹⁾。

97) 第1改正案・前掲注89。

98) 第1改正案・前掲注89。

99) 文竣暎・前掲注91) 52頁参照。なお、朝鮮笞刑令については、申東雲「日帝下の刑事手続に関する研究」(朴秉濠教授還甲紀念論叢發刊委員会編『朴秉濠教授還甲紀念(Ⅱ)韓国法史学論叢』, 博英社, ソウル, 1991年) 408-409頁, 捜査篇〈参考〉2参照。

4. 刑事令43条

(1) 条文の変化

0	①本令施行前旧韓国法規ノ刑ニ処セラレタル者ハ前条ノ例ニ照シ之ヲ本令ノ刑ニ処セラレタル者ト看做ス ②前項ノ場合ニ於テハ管刑ニ処セラレタル者ニ付テハ管五ヲ以テ拘留一日ニ換フ
---	---

刑事令施行前の旧韓国法規の刑に処せられた者は、刑事令42条の刑に処せられたものとみなされ（1項）、刑事令施行前に管刑に処せられた者の拘留への換算方法を規定している（2項）。

5. 刑事令44条

(1) 条文の変化

0	旧韓国法規ニ依リ許シタル仮放ハ之ヲ仮出獄ト看做ス
---	--------------------------

旧韓国法規によって許された「仮放」（刑法大全185条以下参照）は、仮出獄とみなす規定である。

6. 刑事令45条

(1) 条文の変化

0	本令施行前ニ罪ヲ犯シ未タ確定判決ヲ経サル者ニ付テハ本令ニ依リ之ヲ処断ス
---	-------------------------------------

刑事令施行前に罪を犯して、いまだ確定判決を経っていない場合には、刑事令によって処断する規定である。

7. 刑事令46条

(1) 条文の変化

0	本令施行前既ニ為シタル上告ハ従前ノ手続ニ依リ之ヲ完結ス
---	-----------------------------

刑事令施行前にすでに行った上告は、従前の手続によって完結するとの規定である。

8. 刑事令47条

(1) 条文の変化

0	朝鮮民事令第七十九条及第八十二条ノ規定ハ刑事ニ之ヲ準用ス
7	第四十七条中「及第八十二条」ヲ削ル

〈参照条文〉

朝鮮民事令79条 本令施行前法令ニ依リ為シタル裁判, 命令, 処分, 手続其ノ他ノ行為ハ本令ニ依リ為シタルモノト看做ス
朝鮮民事令82条 訴訟手続ニ関スル規定中親族ト称スルハ当分ノ内朝鮮人ニ付テハ四親等内ノ者ヲ謂フ

刑事令施行前に法令によってなした裁判, 命令, 処分, 手続, その他の行為は刑事令によってなしたものとみなし(朝鮮民事令79条の準用), 訴訟手続に関する規定中, 親族とは, 朝鮮人については4親等内の者をいう規定である(朝鮮民事令82条の準用)。

なお, 朝鮮民事令82条を準用する部分については, 朝鮮民事令82条自体が削除され, そのうえ別途, 刑事令に同趣旨の規定を置く必要がないため, 第7改正によって, 削除された¹⁰⁰⁾。

9. 施行日以外の定めのある附則

刑事令の各改正における附則のうち, それぞれの改正の施行日を定めるもの以外の規定について, ここで紹介することとする。なお, 施行日については, 「はじめに」における, 各改正の一覧表を参照されたい¹⁰¹⁾。

(1) 第1改正におけるもの

②本令施行前ニ朝鮮刑事令第四十一条第二項ノ罪ヲ犯シ未タ確定判決ヲ経サル者ニ付テハ朝鮮刑事令ニ依リ之ヲ処断ス

100) 第7改正案・前掲注78。

101) 捜査篇 I-5 参照。

前述したとおり刑事令41条1項によって刑法大全が廃止されたが、同条2項、3項によって刑法大全の一部の条文については、当分の間、なお効力を維持するものとしたが、第1改正によって、同条2項、3項が削除されることによって、刑法大全が完全に廃止された。

ところで、第1改正における附則2項によって、刑事令41条2項において効力を維持するものとした刑法大全の一部について、第1改正施行前にそれらの罪を犯し、いまだ確定判決をえていない場合には、同罪については、刑事令によって処断するものとする経過措置を置いた。

(2) 第6改正におけるもの

- ②本令施行前言渡シタル欠席判決ニ対スル故障ハ従前ノ規定ニ依リ之ヲ放棄シ又ハ之ヲ取下クルコトヲ得
- ③本令施行前申立アリタル上告ニ付テハ仍従前ノ第三十一条乃至第三十七条ノ規定ニ依ル

①前述したとおり、明治刑訴法において、故障の申立権の放棄及び取下げに関する規定は存在しなかったが、刑事令29条によって故障の申立権の放棄を認め、刑事令30条1項によって故障の申立てをしたとしても、判決があるまではいつでも取り下げることができることとされた。

明治刑訴法において存在した欠席判決の制度は大正刑訴法においては存在せず、それに伴って故障の申立ての制度も存在しないこととなったことから、経過措置を置く必要が生じ、大正刑訴法施行前に言い渡された欠席判決に対しては、控訴が申し立てられた場合を除いて、故障の申立てをすることができることとされたが（大正刑訴法627条1項）、これに加えて、刑事令においては、第6改正施行前に言い渡された欠席判決に対しては、施行後であっても、故障の申立権を放棄し、又は申し立てた後に、取り下げることができることを相当とし、第6改正における附則2項において、経過措置の規定を置いた¹⁰²⁾。

②前述したとおり、刑事令において、上告の手續きに関する特例が規定さ

102) 第6改正案・前掲注50。

れている(31条ないし37条)。ただ、第6改正により、これらの規定については、削除(32条ないし36条)、又は新たな趣旨を規定することによって実質的に削除(31条及び37条)されたことから、経過措置を置く必要が生じ、刑事令においては、第6改正施行前に申し立てられた上告については、施行後であっても、上告趣意書、追加趣意書、答弁書の提出、附带上告、最初の公判期日の指定に限っては、改正前の刑事令31条ないし37条の規定によることが便宜的であり、相当であるとして、第6改正における附則3項において、経過措置の規定を置いた¹⁰³⁾。

IV. 公判手続きに関する規定の検討

捜査篇に引き続き、本稿においては、刑事令の規定のうち、公判手続きに関する規定を解説し、検討を加えてきた。本章においては、公判手続きに関する規定について若干検討を加えることとする。

1. 事務の簡便と迅速な事件処理

まず、公判手続きに関する規定の特徴としては、裁判所の事務の簡便と迅速な事件処理を図っていることを指摘することができる。特に、明治刑訴法施行期の上告に関する条文を見れば、明らかであると思われる。すなわち明治刑訴法施行期の刑事令31条ないし34条、37条は、上告審の迅速な処理と上告裁判所の業務の負担を減らすことを図っているとみることができる。このことは、原裁判所において上告を棄却することができる場合が、刑訴法に比べて広いことから分かる。

そして、裁判所の実務を簡便化させるための刑事令の規定としては、朝鮮においては、通訳を介することが多いため¹⁰⁴⁾、通訳官等が通訳又は翻訳をするにあたっては宣誓をさせることを要しないとする規定(刑事令23

103) 第6改正案・前掲注50。

104) 増永・前掲注32) 128頁参照。

条)、判決書の証拠に関する説明を省略することができる場合に関する規定(刑事令26条。なお、大正刑訴法において、区裁判所事件については、ある一定の条件のもと、判決書を省略することができ、そこには証拠に関する説明を付する必要は無いため(361条)、大正刑訴法施行期における刑事令26条がもつ裁判所の実務の簡便という性質は、明治刑訴法施行期に比べて、相対的に減少したものと思われる)、上告趣意書等の謄本を相手方の数に応じて提出するようにする規定(明治刑訴法施行期、刑事令36条。なお、当然の規定であるから削除されたという点については、当該条文の説明参照)を挙げることができる。

また、これと同時に裁判の迅速な確定を図っているといえる。刑事令では、刑訴法に比べて上訴又は明治刑訴法施行期に存在した欠席判決制度に関連する故障の申立て、略式命令を受けた者の正式裁判請求権等の放棄又は取下げを広く認めている点から分かる。

裁判所の事務の簡便等を図る刑事令の規定、特に上告審手続に関する刑事令の規定は、大正刑訴法施行を契機とする刑事令改正によって削除され、朝鮮でも特別な規定が置かれず、大部分、刑訴法が依用され、運用されたものとみることができる。

2. 明治刑訴法施行期の刑事令と大正刑訴法の類似性

明治刑訴法施行期の刑事令では、明治刑訴法には存在しないものの、大正刑訴法には存在する規定がある。上訴権放棄及び取下げに関する規定(刑事令29条、30条、大正刑訴法382条)、附带上告に関する規定(刑事令35条、大正刑訴法424条)及び差押物件の還付に関する規定(刑事令38条、大正刑訴法560条)がそれである。

このことは刑事令の捜査に関する規定においてもいうことができるが¹⁰⁵⁾、明治刑訴法施行期に制定された刑事令の規定は、前述した事務の簡便を図ると同時に、その時に実務界又は学界等において優勢する立法

105) 捜査篇Ⅲ-3参照。

論(立法政策)を一部反映したものとみることができようが、この点は、さらなる研究を要するところである。

3. その他の特徴

刑事令において公判手続に関する規定は、大正刑訴法の施行を契機とする刑事令改正(第6改正)によって、特例が減少したため、大正刑訴法施行期では、少なくとも規定上は、だいたい朝鮮でもわが国の刑訴法の規定に沿って、公判手続が行われていたものといえることができる。

ところで、捜査に関する規定が、公判手続に与える影響を等閑視することができないし、特に、調書の証拠能力に関しては、公判における事実認定等に大きな影響を及ぼすものであろうが¹⁰⁶⁾、公判手続に関する規定に限ってみても、大正刑訴法施行期の刑事令にはつぎの2つの特徴を指摘することができると思われるので、この特徴を指摘して本稿を結ぶこととする。

(1) 証人等に対する訊問権の制限

刑事令では、検事又は弁護人が、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻訳人を訊問する必要があるときは、その訊問を裁判長に請求しなければならない(大正刑訴法施行期の刑事令27条)。検事及び弁護人は自ら、被告人、証人等を訊問することができないのである¹⁰⁷⁾。大正刑訴法においても、被告人が証人等を訊問するときは、裁判長に、その訊問を請求しなければならないが(338条4項)、検事又は弁護人は、裁判長の許可を受ければ訊問することができる刑訴法とは、この点で異なる(同条3項)。

前述したとおり、本条は、朝鮮においては、被告事件の大部分は、通訳を介して取り調べているので、検事又は弁護人が直接訊問することを認めれば、かえって法廷の整理を欠き、取調べの統一を損なう虞があるため、刑事令に特別な規定が置かれたものである¹⁰⁸⁾。

106) 調書の証拠能力については、捜査篇Ⅱ-14-(4)-②参照。

107) 増永・前掲注32) 128頁参照。

108) 第6改正案・前掲注50, 説明書・前掲注5) 20頁。玉名・前掲注9) 92頁。

わが国の現行刑訴法では、検察官、被告人又は弁護人は、裁判官による尋問が終わった後、裁判長に告げて、証人等を尋問することができる（304条2項、なお刑訴規則199条の2以下参照）。

また韓国の現行刑訴法でも、証人を尋問する場合、当事者がまず尋問して、当事者による尋問が終わったのちに、裁判長は尋問することができることとされている（161条の2）。

このような点については、朝鮮においては、裁判をする者と裁判を受ける者とが用いる言語が異なることが多く、多くの事件で通訳を介して訴訟手続きが進行することが多いことから、多くの訊問が行われた場合には、多くの時間及び労力を投入せざるを得ないことは否定することはできない。ただ、この規定の目的は、取調べの統一を損なわせないところにある。つまり、裁判所の事実発見に資するための取調べを統一させるために、検事及び弁護人に、自ら訊問することを認めなかったのである。そこでは裁判所が中心的な役割を果たす訴訟構造を採っているといえる。大正刑訴法はそもそも職権主義の性質が強いといわれるが、大正刑訴法の規定とは異なり、刑事令では規定上、直接訊問することが許されず、裁判長（又は陪席判事。刑訴法338条2項）のみが証人に訊問することができたので、現行法の規定を例に挙げるまでもなく、職権主義の程度が大正刑訴法におけるものに比べ、はるかに強かったといえることができる。

（2）弁護権に対する制限

刑事令では、裁判長が職権で弁護人を選任する場合（官選弁護）には、弁護士又は司法官試補でない者を選任することができ、すなわち資格を有しない者も選任することができた（24条）。また、いわゆる必要的弁護事件は、大正刑訴法では、死刑又は無期若しくは短期1年以上の自由刑にあたる事件であったが（大正刑訴法334条）、大正刑訴法施行期の刑事令では、死刑又は無期の自由刑にあたる事件に限定された（25条）。そのうえ、明治刑訴法施行期に限られたが、朝鮮においては、弁護人は上訴をするこ

金炳華・前掲注5）385頁参照。

とが許されていなかった(28条)。

このように朝鮮では、必要的弁護事件の範囲が極めて狭く、また実際の運用については明らかではないが、資格を有しない者も弁護人として選任することができることなど、内地に比べ、被告人の弁護人の助力を受ける権利が制限されていたといえることができる。

ただ、朝鮮では、弁護士の数(正確に言えば、弁護士の対人口比)が内地に比べ相対的に少なかったといえることができ¹⁰⁹⁾、この状況では、必要的弁護事件も制限し、弁護士又は司法官試補でない者であっても、弁護人として選任することができるようにしなければならないという点については、まったく理解できないわけではない。

ただ、前述したとおり、大正刑訴法施行に伴う刑事令の改正理由においても、必要的弁護の範囲について、将来の弁護士の分布の状況に応じて、漸次これを拡張して、大正刑訴法の規定に合わせるようにするとしていたし、人権尊重の点から、必要的弁護の範囲に制限を加える刑事令の規定は廃止すべきであるとしていた¹¹⁰⁾。ただ、大正刑訴法施行後も、刑事令25条の部分で前述したとおり、弁護士の数は増加したものの、弁護士1人当たりの人口はほとんど変化しなかった。それゆえ、最後まで改正されなかったものと思われる。

109) 文竣暎・前掲注20) 452頁。

110) 第6改正案・前掲注50, 説明書・前掲注5) 18頁。